

建築設計等委託業務監督・検査要綱

平成19年5月21日都市計画局長決定

平成21年4月8日改定

平成21年10月30日一部改正

平成30年4月1日一部改正

令和2年3月30日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法第234条の2第1項、同法施行令第167条の15第1項及び第2項、京都市契約事務規則に定めるもののほか、本市が締結した都市計画局の所管に属する建築設計等の委託業務の適正な履行を確保するための監督及び検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 建築設計等

ア 建築設計業務 建築工事及び建築設備工事に関する設計業務、設計意図伝達業務、建築及び建築設備に関する診断業務をいう。

イ 工事監理業務 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事に係る工事監理業務をいう。

ウ 土木設計業務 土木工事に係るコンサルティング(調査及び計画業務を含む。)、測量、地質・土質調査業務をいう。

(2) 契約図書 契約書、設計書、仕様書、図面及びその他の関係図書をいう。

(3) 監督員 地方自治法第234条の2第1項に規定する監督を行う職員で、総括監督員、主任監督員及び担当監督員をいう。なお、工事監理業務委託の場合は、監督員を監督職員に読み替える。

(4) 検査員 地方自治法第234条の2第1項に規定する検査を行う職員をいう。

(5) 業務担当課 建築設計業務等を担当する課をいう。

(6) 所属長 業務担当課の長をいう。

(7) 受注者 本市と当該業務の契約を締結した者をいう。

(監督員の業務)

第3条 監督員は、次の各号に掲げる業務を担当する。

(1) 総括監督員

ア 受注者に対する指示、承諾、又は協議、関連する業務の調整のうち重要なものの処理

イ 設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の契約部局に対する報告

ウ 主任監督員及び担当監督員の指揮監督並びに監督業務の掌理

エ 上記事項に関する所属長への報告（総括監督員が所属長である場合を除く。）

オ 委託現場における体制等の点検に関する業務

(2) 主任監督員

ア 受注者に対する指示，承諾，又は協議（重要なものを除く。）の処理

イ 設計図書の変更，一時中止又は打切りの必要があると認める場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の総括監督員への報告

ウ 契約図書に基づく工程の管理又は立会い若しくは検査の実施で重要なものの処理

エ 業務を実施するための詳細図（軽易なものを除く。）の作成及び交付又は受注者が作成した図面の承諾

オ 担当監督員の指揮監督及び3号に掲げる一般監督業務の掌理

カ 委託現場における体制等の点検に関する業務

(3) 担当監督員

ア 受注者に対する指示，承諾又は協議で軽易なものの処理

イ 設計図書の変更，一時中止又は打切りの必要があると認める場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の主任監督員への報告

ウ 契約図書に基づく工程の管理，立会い若しくは検査の実施（重要なものを除く。）

エ 業務を実施するための詳細図で軽易なものの作成及び交付又は受注者が作成した図面のうち軽易なものの承諾

オ 委託現場における体制等の点検に関する業務

（監督員となるべき職員等）

第4条 監督員は，以下に定める職員が行うものとする。

(1) 総括監督員

ア 業務内容に即した担当課長で，所属長が認めた者

イ 業務内容に即した担当課長が配属されていない業務担当課にあつては，所属長

(2) 主任監督員

ア 所属長が認めた課長補佐・係長

イ 所属長が認めた主任級以下の職員

ウ 所属長が認めたその他の者

(3) 担当監督員

ア 所属長が認めた主任級以下の職員

イ 所属長が認めたその他の者

（受注者への通知）

第5条 所属長は，監督員を置いたときは，その氏名及び権限について様式1により受注者に通知するものとする。

2 所属長は，監督員を変更したときは，様式2により受注者に通知するものとする。

(検査の種類)

第6条 検査の種類は、以下のとおり定めるものとする。

(1) 既済部分検査

ア 業務委託契約書（建築設計業務用）第43条（部分引渡し）第1項及び第2項の規定に基づき、指定部分又は引渡部分に係る完了検査

イ 業務委託契約書（建築設計業務用）第58条（解除の効果）第2項の規定に基づき、既履行部分に係る完了検査

ウ 業務委託契約書（建築物に係る工事監理業務用）第14条（部分払）第2項の規定に基づき、履行部分に係る完了検査

エ 業務委託契約書第43条（部分払）第3項の規定に基づき、既履行部分に係る完了検査

(2) 完了検査

ア 業務委託契約書（建築設計業務用）第36条（検査及び引渡し）第2項の規定に基づき、業務の完了検査

イ 業務委託契約書（建築物に係る工事監理業務用）第12条（履行の確認）第2項の規定に基づき、業務の完了検査

ウ 業務委託契約書第37条（検査及び引渡し）第2項の規定に基づき、業務の完了検査

(検査員の業務)

第7条 検査員は、契約図書に基づき、前条に定める検査を行うものとする。

2 検査員は、業務の成果物が契約図書に定められた内容に適合しない場合は、監督員を通じて受注者に対して是正の指導又は第13条に基づく修補業務を指示するものとする。

3 検査員は、前項における修補業務等の指示を行った場合は、監督員に責任を持って履行させるものとする。

(検査員となるべき職員)

第8条 検査員は、所属長を充てることを原則とし、所属長が総括監督員を担当する場合には、担当課長をその任に充てる。

(監督員と検査員の兼務の禁止)

第9条 所属長は、監督員と検査員を定める場合は、京都市契約事務規則第49条の規定に基づき、監督員が検査員の職務を兼務することのないように定めるものとする。

(監督・検査の公平)

第10条 監督員及び検査員は、各々の業務を実施するに当たっては、厳正かつ公平に行うものとする。

(既済部分検査の手続)

第11条 既済部分検査の手続は、以下に定める順序で実施するものとする。なお、既済部分に準じた検査の場合は、この手続を準用するものとする。

- (1) 監督員は、受注者から既済部分完了通知書（様式3）及び既済部分に係る成果物が提出され、その内容に不備がないと認めたときは、既済部分検査調書（様式4）及び既済部分検査確認通知書（様式5）を作成し、検査員に対して、これらの書類と既済部分に係る成果物を速やかに提出するものとする。
- (2) 検査員は、既済部分検査を行い、既済部分に係る業務の完了を認めた場合は、様式4の原本及び様式5の原本に必要事項を記入し、監督員に対して、これらの書類及び既済部分に係る成果物を返却するものとする。
- (3) 監督員は、前号に掲げる書類及び既済部分に係る成果物を受領したときは、受注者に対して、様式5を交付するものとする。

（完了検査の手続）

第12条 完了検査の手続は、以下に定める順序で実施するものとする。

- (1) 監督員は、受注者から完了通知書（様式6）及び成果物が提出され、業務の完了を認めたときは、業務種別ごとに定める各要領に基づき、成績評定を行う。
- (2) 監督員は、前項の規定に基づき成績評定を行ったときは、完了検査調書（様式7）を作成し、検査職員に対し、これらの書類と成果物を速やかに提出するものとする。
- (3) 検査員は、前項の規定に基づき書類を受領し、業務の完了を認めた場合は、業務種別ごとに定める各要領に基づき、成績評定を行い、様式7の原本に必要事項を記入し、監督員に対して、これらの書類及び成果物を返却するものとする。
- (4) 監督員は、前号に掲げる書類及び成果物の返却を受けたときは、その結果を、受注者に対して通知するとともに、当該業務委託の契約を担当する課の長に対して、10日以内に様式7の写しを提出するものとする。

（修補）

第13条 修補業務を指示する場合は、以下に定める順序で実施するものとする。

- (1) 検査員は、修補等手直し業務指示書（様式8）を作成し、監督員を通じて、受注者にその原本を発行するものとする。
- (2) 監督員は、遅延日数の算定に当たっては、京都市都市計画局建築請負工事検査細目第11条に基づき別に定める「履行遅滞による遅延日数の取扱いに関する運用基準」の修補の遅延日数の考え方に準拠して行うものとする。
- (3) 監督員は、受注者から受注者側の完了確認印が押された様式8の原本が提出された時は、その原本に完了確認印を押印のうえ、検査員に提出するものとする。
- (4) 検査員は、監督員から様式8の原本が提出されたときは、成果物により、その適否を再検査するものとする。
- (5) 検査員は、修補業務にかかる検査を行い、修補業務が完了したと認めた場合は、様式8の原本に押印し、監督員に返却するものとする。

- (6) 監督員は、検査員から様式8の原本を受理したときは、その写しを保存するとともに、その原本を受注者に交付するものとする。

(成績評定の要領)

第14条 第12条に規定する完了検査の成績評定は、業務種別ごとに次の各号に定める要領に基づき行うものとする。

- (1) 建築設計業務 京都市都市計画局建築設計等委託業務成績評定要領
- (2) 工事監理業務 京都市都市計画局建築工事監理委託業務成績評定要領
- (3) 土木設計業務 京都市都市計画局土木設計等委託業務成績評定要領

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日以降に契約した建築設計等業務について適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日以降に契約した建築設計等業務について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日以降に契約した建築設計等業務について適用する。

監督員通知書

受注者

様

京都市長
(担当 都市計画局 部 課)

下記の業務について、監督員を置いたので、業務委託契約書の規定に基づき通知します。

記

1 業務名

2 業務場所

3 監督員氏名等

本件業務委託の主たる職種は、 担当とする。

なお、監督員の権限は、契約約款及び発注仕様書に記載のとおり。

職 種	総括監督員	主任監督員	担当監督員	備考
建築担当	(役職) (氏名)	(役職) (氏名)	(役職) (氏名)	
電気設備担当	(役職) (氏名)	(役職) (氏名)	(役職) (氏名)	
機械設備担当	(役職) (氏名)	(役職) (氏名)	(役職) (氏名)	

監督職員通知書

受注者

様

京都市長
(担当 都市計画局 部 課)

下記の業務について、監督職員を定めたので、業務委託契約書の規定に基づき通知します。

記

1 業務名

2 業務場所

3 監督職員氏名等

本件業務委託の主たる職種は、 担当とする。

なお、監督職員の権限は、契約約款及び発注仕様書に記載のとおり。

職 種	総括監督職員	主任監督職員	担当監督職員	備考
建築担当	(役職) (氏名)	(役職) (氏名)	(役職) (氏名)	
電気設備担当	(役職) (氏名)	(役職) (氏名)	(役職) (氏名)	
機械設備担当	(役職) (氏名)	(役職) (氏名)	(役職) (氏名)	

監督員変更通知書

受注者

様

京都市長
(担当 都市計画局 部 課)

下記の業務について、監督員を変更したので、業務委託契約書の規定に基づき通知します。

記

1 業務名

2 業務場所

3 変更日 年 月 日

4 変更後の監督員氏名等

本件業務委託の主たる職種は、 担当とする。

なお、監督員の権限は、契約約款及び発注仕様書に記載のとおり。

職種	総括監督員	主任監督員	担当監督員	備考
建築担当	(役職) (氏名)	(役職) (氏名)	(役職) (氏名)	
電気設備担当	(役職) (氏名)	(役職) (氏名)	(役職) (氏名)	
機械設備担当	(役職) (氏名)	(役職) (氏名)	(役職) (氏名)	

監督職員変更通知書

受注者

様

京都市長
(担当 都市計画局 部 課)

下記の業務について、監督職員を変更したので、業務委託契約書の規定に基づき通知します。

記

1 業務名

2 業務場所

3 変更日 年 月 日

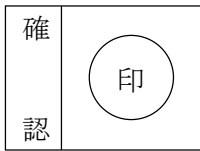
4 変更後の監督職員氏名等

本件業務委託の主たる職種は、 担当とする。

なお、監督職員の権限は、契約約款及び発注仕様書に記載のとおり。

職 種	総括監督職員	主任監督職員	担当監督職員	備考
建築担当	(役職) (氏名)	(役職) (氏名)	(役職) (氏名)	
電気設備担当	(役職) (氏名)	(役職) (氏名)	(役職) (氏名)	
機械設備担当	(役職) (氏名)	(役職) (氏名)	(役職) (氏名)	

様式3 (第11条関係) 建築設計業務用



年 月 日

指 定
 可 分 既済部分完了通知書

京都市長

(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者名を記入)

受注者 住 所 ()

氏 名 () 印)

- 業務委託契約書第43条第1項 (指定部分引渡し)
- 業務委託契約書第43条第2項 (可分部分引渡し)

の規定に基づき通知します。

1 業 務 名

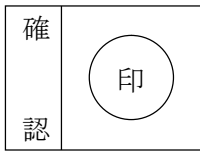
2 業務場所

3 委 託 料 ¥
(変 更) (¥)

4 契約年月日 年 月 日
(変 更) (年 月 日)

5 履行期間 (契約期間) 自 年 月 日 ~ 至 年 月 日
(変 更) (自 年 月 日 ~ 至 年 月 日)

6 完 了 日 年 月 日



年 月 日

既済部分完了通知書

京都市長

(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者名を記入)

受注者 住 所 ()

氏 名 () 印)

業務委託契約書第43条(部分払い)の規定に基づき通知します。

1 業 務 名

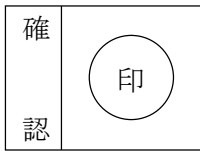
2 業務場所

3 委託料 ¥
(変 更) (¥)

4 契約年月日 年 月 日
(変 更) (年 月 日)

5 履行期間(契約期間) 自 年 月 日 ~ 至 年 月 日
(変 更) (自 年 月 日 ~ 至 年 月 日)

6 完 了 日 年 月 日



年 月 日

既済部分完了通知書

京都市長

(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者名を記入)

受注者 住 所 ()

氏 名 () 印)

業務委託契約書第14条(部分払い)の規定に基づき通知します。

1 業務名

2 業務場所

3 委託料 ¥
(変更) (¥)

4 契約年月日 年 月 日
(変更) (年 月 日)

5 履行期間(契約期間) 自 年 月 日 ~ 至 年 月 日
(変更) (自 年 月 日 ~ 至 年 月 日)

6 完了日 年 月 日

様式4 (第11条関係)

<input type="checkbox"/> 指定 <input type="checkbox"/> 可分 <input type="checkbox"/> その他	<h2 style="margin: 0;">既 済 部 分 検 査 調 書</h2>		
年 度			
業 務 名			
業 務 場 所			
委 託 料 (変 更)	¥ (¥)	履 行 期 間 [契約期間] (変 更)	自 (始期日) 年 月 日 (自 (始期日) 年 月 日)
契 約 年 月 日 (変 更)	(年 月 日) (年 月 日)		至 (終期日) 年 月 日 (至 (終期日) 年 月 日)
出 来 高 率		受 注 者 住 所 名 氏 名	(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者名を記入)
出 来 高 額	¥		
業 務 担 当 課 総 括 監 督 員 職 名 ・ 氏 名	印	管 理 技 術 者 又 は 主 任 技 術 者 氏 名	
主 任 監 督 員 職 名 ・ 氏 名	印	既 済 部 分 検 査 内 容	
担 当 監 督 員 職 名 ・ 氏 名	印		
これまでの既済部分 完了検査の確認日	第1回 (年 月 日) 第3回 (年 月 日)	第2回 (年 月 日) 第4回 (年 月 日)	
<p style="font-size: small;">上記の業務委託について、既済部分検査を行った結果、契約図書のとおり出来ていることを確認したので、京都市契約事務規則第48条の規定に基づき本調書を作成するとともに、受注者に対し契約書に基づき通知する。</p>			
既済部分検査の 年月日	(検 査 日) 年 月 日 (完了確認日) 年 月 日	修補等手直し業務指示書の添付	有・無
検査員の職名・氏名	印		
検査結果 (所見)			

- 注1：□内には、該当する項目に✓を記入すること。
 注2：各「職名・氏名」欄には、それぞれに記名・押印すること。
 注3：当該検査終了後においては、各業務担当課にて本調書を保存し、受注者に対して様式5を通知する。
 注4：検査は各所属長又は各所属長が認めた担当課長が行うものとする。
 注5：「検査結果」欄は、検査員が所見を記載すること。
 注6：上記表について、工事監理業務委託契約の場合は、「監督員」を「監督職員」に読み替えること。

既済部分検査確認通知書

受注者
様

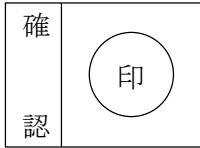
京都市長
(担当 都市計画局 部 課)

下記業務委託について、既済部分検査を行った結果、下記のとおり確認しましたので、通知します。

記

年度		検査年月日	年月日
業務名			
業務場所			
委託料 (変更)	¥ (¥)	履行期間 [契約期間] (変更)	自(始期日) 年月日 (自(始期日) 年月日)
契約年月日 (変更)	(年月日) (年月日)		至(終期日) 年月日 (至(終期日) 年月日)
既済部分検査内容			
検査結果(所見)			
検査員 職名・氏名			

様式6 (第12条関係)



年 月 日

完 了 通 知 書

京都市長

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者名を記入)

受注者 住 所 ()

氏 名 (印)

下記委託業務について、業務が完了したので、その旨を通知します。

記

1 業 務 名

2 業 務 場 所

3 委 託 料 ¥
(変 更) (¥)

4 契 約 年 月 日 年 月 日
(変 更) (年 月 日)

5 履 行 期 間 (契 約 期 間) 自 年 月 日 ~ 至 年 月 日
(変 更) (自 年 月 日 ~ 至 年 月 日)

6 完 了 日 年 月 日

様式7 (第12条関係)

完了検査調書				業務番号	
				当初契約番号	
				変更契約番号	
年度		完了通知書提出日	年 月 日	遅延日数 (終期日の翌日より)	日
業務名					
業務場所					
委託料 (変更)	¥ (¥)	履行期間 [契約期間] (変更)	自(始期日)	年 月 日	
契約年月日 (変更)	(年 月 日)		至(終期日)	年 月 日	
業務担当課 総括監督員 職名・氏名	印	受注者 住所名 氏名	(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者名記入)		
主任監督員 職名・氏名	印	管理技術者又は 主任技術者氏名			
担当監督員 職名・氏名	印				
これまでの既済部分 完了検査の確認日	第1回 (年 月 日)	第2回 (年 月 日)	第3回 (年 月 日)	第4回 (年 月 日)	
上記の業務委託について、完了検査を行った結果、業務の完了を確認したので、京都市契約事務規則第48条の規定に基づき本調書を作成するとともに、受注者に対し、契約書に基づき通知する。					
総合評価点	業務評定			点/100点	
完了検査の年月日	(検査日) 年 月 日	修補等手直し業務指示書の添付		有・無	
	(完了確認日) 年 月 日				
検査員の職名・氏名	印				
検査結果(所見)					

注1：各「職名・氏名」欄には、それぞれに記名・押印すること。

注2：当該検査終了後においては、各業務担当課にて本調書を保存し、受注者に対して通知するとともに、契約課に対し本調書の写しを提出すること。

注3：検査は各所属長又は各所属長が認めた担当課長が行うものとする。

注4：「検査結果」欄は、検査員の所見を記載すること。

注5：上記表について、工事監理業務委託契約の場合は、「監督員」を「監督職員」に読み替えること。

様式8 (第13条関係)

修 補 等 手 直 し 業 務 指 示 書	
業 務 名	
業 務 場 所	
受 注 者 名	
管理技術者又は主任技術者氏名	
業務担当課監督員・職氏名	
検 査 員 ・ 職 氏 名	
指 示 日	年 月 日
業務委託契約書の規定に基づき下記のとおり指示します。	
指 示 内 容	

	完 了 日	年 月 日
受 注 者	(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者名を記入) 受注者住所 () 氏名 (印)	管理技術者 又は 主任技術者 (印)
京 都 市	指 示 の 事後確認印	部 課 担 当
	検 査 員	所 属 長 又 は 担 当 課 長
	(印)	(印)
		総 括 監 督 員
		主 任 監 督 員
		担 当 監 督 員
		(印) (印) (印) (印) (印)

注1：受託者は、本票を受理した後、直ちに修補を講じ、完了したときは、本票の確認印欄のそれぞれに記名押印の後、監督員に提出すること。

注2：検査員は、完了を確認したときは、直ちに本票確認印欄のそれぞれに押印の後、受注者に交付する（写しを監督員が保存する）こと。

注3：上記表について、工事監理業務委託契約の場合は、「監督員」を「監督職員」に読み替えること。